

「食品添加物表示制度に関する検討会」取りまとめにあたっての意見

令和2年1月27日
一般社団法人 日本食品添加物協会
上田 要一

検討結果の取りまとめにあたり、各論点につき意見を提出します。

1. 論点1「一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方」

- (1)「物質名表示を原則としながら、一括名、簡略名・類別名での表示が可能」な現在の表示制度は、視認性、正確性の点で利点が大きいと考えられ、また、消費者意向調査の結果等から一定レベルで定着していると考えられるので、基本的に維持するのが妥当と考えます。
- (2)物質名を知りたい消費者の方は、食品事業者へ問い合わせ頂くのが適当であると考えます。また、一括名や簡略名・類別名の対象となりうる物質について、消費者庁のホームページ等で消費者の方々に普及することが有効と考えます。

2. 論点2「用途名表示の在り方」

- (1)上記1の(1)と同じ理由で、現在の表示制度を基本的に維持するのが妥当と考えます。
- (2)第6回検討会の参考資料で示したように、物質名表示の原則を廃し、全ての食品添加物に用途名を併記する制度に変更するためには、前提として、食品添加物を網羅する使用基準のポジティブリストを導入する等の食品添加物規制の抜本的な見直しが必要と考えられます。
- (3)使用された食品添加物の使用目的を知りたいという消費者の方は、食品事業者へ問い合わせ頂くのが適当であると考えます。また、食品添加物の用途について、消費者庁ホームページ等で消費者の方々に普及することが有効と考えます。

3. 論点3「「無添加」、「不使用」の表示の在り方」

- (1)これまでの検討の結果、「ガイドライン策定により国としての指針を示し、消費者の方々の誤認を防止していく」ことが方向性として示されました。適切なガイドラインの策定に繋げるため、食品表示基準第9条や第7条で規制がで

きない理由について整理し、明確にしておく必要があると考えます。

- (2) 任意の表示であっても、「使用しているものを表示する」ことを表示の基本とすべきと考えます。原料の産地を強調して「〇〇産の原料を使用していない」と表示がされることはありません。

食塩、糖類を対象とした「使用していない旨」の任意表示については、健康増進のためという社会的なコンセンサスを背景として、表示が可能な要件を定めたとうえで許容された、例外的なものと考えべきです。

対象が表示されておらず著しい誤認を招く“単なる「無添加」”を含めた無添加・不使用表示は、本来は適切なものではないことを前提にしてガイドラインを策定すべきと考えます。

- (3) 消費者の方々の誤認を防止するため、ガイドライン中で許容される無添加・不使用表示は、

- ① 対象が明確に表示されている。
- ② 対象が法令用語で表示されている。
- ③ 対象及び使用された食品の安全性に疑義を抱かせない。
- ④ 他の食品添加物が使用されている場合、それらが使用されていない、あるいは食品添加物の使用量が少ないかのような誤認を招かない。
- ⑤ 同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、同一機能あるいは類似機能を有する他の食品添加物が使用されていない。
- ⑥ 同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、同一成分や同機能成分を含む原材料で代替されていない。
- ⑦ 原材料の製造工程を含め、全製造工程で使用がされていないことが確認できる。
- ⑧ 消費者が、通常、その食品に当該食品添加物が使用されていると予期している。
- ⑨ 当該食品添加物の使用が法令上で許されている。
- ⑩ 消費期限、賞味期限、保存方法等の他の表示事項と誤認しない。
- ⑪ 人工、合成、化学等を冠した用語を用いていない。
- ⑫ 誤認に繋がる用語や強調表現(“一切”、“すべて”、“等”や著しく大きな文字など)を用いていない。

等の要件がすべて満たされる場合に限定されることが必要と考えます。

- (4) ガイドラインの策定に伴い、食品表示基準の Q&A(加工-90、加工-232 等)の廃止、見直しが必要と考えます。加工-232 は栄養成分強調表示関連の Q&A ではあるものの、食品添加物表示についての Q&A と混同するおそれがあるので、廃止、あるいは改定すべきと考えます。

- (5) ガイドラインが示される際には、通知に加え、事業者に徹底を図るための取

り組みを消費者庁が行う必要があると考えます。同時に、各業種に対して公正競争規約の見直しや制定を促し、ガイドラインと規約の整合のための取り組みを実施する必要があると考えます。これらの事項を取りまとめの中で明示しておくべきと考えます。

- (6) 食品表示基準別表第6及び第7を改正し、人工・合成を冠した用途名を削除すべきと考えます。

4. 論点4「栄養強化目的で使用した食品添加物の表示」

- (1) 表示免除の対象から外すことを検討する際には、食品添加物表示制度と栄養成分表示制度における当該食品添加物の位置づけをしっかりと整理したうえで制度設計を行う必要があると考えます。
- (2) 消費者の方々のニーズと事業者の実行可能性についての検証も必要と考えます。

5. 論点5「食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について」

- (1) 食品添加物の安全性に対して漠然とした不安を持っている消費者の方々は多いと考えられます。食品添加物のリスク評価やリスク管理の仕組みについての理解促進に向け、消費者庁が中心となって、関係省庁の連携のもとに枠組みをつくり、消費者の方々に対するリスクコミュニケーションの取り組みを強化すべきと考えます。
- (2) 第4回検討会での論議で指摘されたように、食品添加物についての普及・啓発にあたり学校教育が重要だと考えます。家庭分野での授業、学校給食、食育等を通じて食品添加物の役割、リスク管理の仕組み等について正確な普及・啓発が進むよう、消費者庁が中心となって、文部科学省を含めた関係省庁の連携のもとに、学校における普及・啓発に取り組むことが必要と考えます。
- (3) 「学校給食衛生管理基準」の見直しを消費者庁より文部科学省に申し入れるべきと考えます。

以 上